

2017年5月15日

株式会社みずほフィナンシャルグループ
株式会社みずほ銀行
みずほ信託銀行株式会社
みずほ証券株式会社

中核子会社の監査等委員会設置会社への移行について

株式会社みずほフィナンシャルグループ（執行役社長：佐藤 康博）の中核子会社である株式会社みずほ銀行（取締役頭取：藤原 弘治）、みずほ信託銀行株式会社（取締役社長：飯盛 徹夫）、みずほ証券株式会社（取締役社長：坂井 辰史）の3社は、グループベースでのガバナンスのさらなる高度化に向けて、2017年6月22日に開催予定の各社の株主総会での決議を経たうえで、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することを決定いたしました。

＜移行の目的＞

（1）監査・監督機能の高度化

社外取締役が過半を占める監査等委員会が、取締役の職務執行に係る監査を行うとともに、各監査等委員が取締役会の決議において議決権を行使することで、経営に対するモニタリング機能を強化し、監査・監督の実効性を向上させます。

（2）経営の機動性向上と取締役会における審議の充実

個別の業務執行に係る決定権限を、取締役会から業務執行取締役へ大幅に委任することで、意思決定の迅速化を図るとともに、特に重要性の高い事項について取締役会の審議を充実させてまいります。

なお、各社の移行後の体制等につきましては今後詳細を決定してまいります。

以上